

学生の皆さんへ

## 授業への出席停止の基本方針について

旭川校危機対策室

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、本学ホームページでは既に、授業を欠席した場合等についての方針が示してあります。以下は、学生の皆さんに向けた、その具体的な方針です。本学ホームページ及び以下を十分に確認して下さい。なお本指針は、状況の変化に応じて見直しを行います。

### I. 登校及び出席停止に関する方針

1. 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合や発熱、風邪症状がある場合は、登校せず授業等を休み、外出を控え自宅で静養することが原則です。体調に不安があれば無理をして登校しないで下さい。
2. 新型コロナウイルス感染症対策に基づく出席停止措置として、次の場合は出席停止とします（感染症による欠席届出に該当）。

#### 【感染が判明した場合、感染者と接触した場合】

- ① 新型コロナウイルス感染症の検査の結果、患者となった場合
- ② 濃厚接触者となった場合<sup>※1</sup>  
→接触した日から 7 日間の自宅等待機
- ③ 同居家族（同居者）が患者となった場合  
→接触した日から 7 日間の自宅等待機

#### 【感染が疑われる症状がある場合】

- ④ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合や、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合  
→「感染が疑われる場合の相談窓口」<sup>※2</sup>に相談、指示を仰ぐこと

**【重要】**新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者になった場合や「感染が疑われる場合の相談窓口」に相談した場合は、  
必ず保健管理センター旭川分室(Tel0166-59-1245)に電話連絡して下さい。

※休日・夜間は大学警備員(Tel0166-59-1410)に電話連絡の上、保健管理センター旭川分室にメール([asa-hoken@j.hokkyodai.ac.jp](mailto:asa-hoken@j.hokkyodai.ac.jp))で、次の事項を連絡して下さい。

1. 氏名:
2. 学生番号:
3. 電話番号:
4. 指導教員:
5. 住居: 学生寮 ・ 学生寮以外(実家・一人暮らし・下宿)
6. 連絡内容: 新型コロナウイルスに感染した ・ 濃厚接触者となった
7. 現在の状況:

また、学生指導教員への連絡も忘れずに行ってください。

**【発熱や風邪症状、体調不安がある場合（解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様）】**

- ⑤ 検温で 37.5℃以上の発熱または平熱より 1℃以上高い場合  
→登校後の場合は速やかに帰宅し、自宅で静養するか医療機関に行くこと
- ⑥ 症状が上記⑤に該当しないが、体調に不安がある場合  
→自宅で静養するか医療機関に行くこと  
◎感染者が多い地域に移動して帰宅した後も、体調管理に十分留意し、体調に変化が現れた場合は上記⑤⑥のとおりとする。

※ ⑤⑥は経過観察の目安を 3 日間程度とし、3 日間連続して次の(1) (2) (3)を満たした翌日から登校・出席可とします。

- (1) 3 日間連続して発熱がない。
- (2) 風邪症状等がない（自己健康チェック表にある症状がない）。
- (3) 体調に不安がない。

※ ただし、その後、上記④の状態になるようであれば、「感染が疑われる場合の相談窓口」に相談し、指示を仰いで下さい。並行して、保健管理センター旭川分室に連絡して下さい。

注1：濃厚接触者となった疑いがある場合を含む。

注2：**コロナウイルス感染症の一般相談**は、厚生労働省電話相談窓口（0120-565653）、旭川市保健所（0166-26-2397）に連絡し、**感染が疑われる場合**は、旭川市保健所（0166-25-9848）の「帰国者・接触者相談センター」に連絡すること。

**Ⅱ. 登校及び出席停止に該当する場合にすべきこと**

1. 上記①～⑥に該当する場合は、いずれも、学生便覧の記載にある「特別な感染症による欠席した場合」に基づき、**履修上不利益とならないよう措置を講じます**。登校できる状態になったら保健管理センター旭川分室に行き、「感染症による欠席届」の【保健管理センター（分室）記載欄】に必要な証明をもらって下さい。医療機関の受診証明は不要です。  
保健管理センター旭川分室から証明をもらったら、必要部数をコピーし、「感染症による欠席届」の【本人記載欄】に記入の上、授業の担当教員に提出して下さい。
2. ①～⑥該当者は、以下に従って行動して下さい。

**（1）感染及び濃厚接触のある①～③：必ず保健管理センター旭川分室へ連絡**

濃厚接触者（疑わしい場合を含む）と接触した場合には、症状の有無に関わらず、「感染が疑われる場合の相談窓口」に相談し、指示を仰ぐこと。濃厚接触者になった場合は、接触した日から14日間の自宅待機をすること。

**（2）感染が疑われる症状のある④：「相談窓口」に相談したら保健管理センター旭川分室にも連絡**

感染が疑われる場合、「感染が疑われる場合の相談窓口」に相談し、指示を仰ぐこと。相談窓口に相談した場合、新型コロナウイルス感染症の患者となった場合は、いずれも保健管理センター旭川分室に連絡すること。

**（3）発熱や風邪症状、体調不安等のある⑤⑥：3日間連続して発熱、風邪症状、体調不安がない場合は出席可能**

速やかに帰宅し、自宅で静養するか医療機関に行くこと。毎日の検温や症状の有無をみながら、④のような症状が継続ないしは悪化した場合は「感染が疑われる場合の相談窓口」に相談し、指示を仰ぐこと。相談窓口に相談した場合、新型コロナウイルス感染症の患者となった場合は、いずれも保健管理センター旭川分室に連絡すること。